

事業主の皆さまへ
平成25年4月1日から
障害者の法定雇用率が変わります

法定雇用率の変更割合

事業主区分	現行	平成25年4月1日以降
民間企業	1.8%	2.0%
国・地方公共団体	2.1%	2.3%

全ての事業主は法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならぬ事業主の範囲が56人以上から50人以上に変更になります。

また、事業主には左記の義務があります。

◎毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告する

◎障害者雇用推進者を選任するよう努めなければなりません。

※障害者雇用推進者の業務とは

◆障害者の雇用の促進と継続を図るために必要な施設・設備の設置や整備

◆障害者雇用状況の報告

◆障害者を解雇した場合のハローワークへの届出

問合せ先 ハローワーク下田職業紹介部門

☎022008

不登校
家庭のできること
学校のできること

不登校の長期化と卒業後のひきこもりへの移行を防ぐために学校を休みがちになり始めた初期にどのような対応をしたらよいか、再スタートの方法などについて講演会を開催します。

日時 平成24年12月9日(日)

第I部 支援者向け講演会

午後1時～3時

第II部 保護者向け講演会

午後3時15分～4時45分

対象 不登校の子どもを抱える保護者、

教育関係者、医療・福祉分野などの援助職の方

の援助職の方

会場 三島市生涯学習センター

参加費 1,000円

申込み方法 氏名・住所・希望する講演会を明記のうえ、左記申込み先に送付してください。(eメールの場合はタイトルを「講演会申込」としてください)。

申込み期限 11月30日(金) 必着

申込み・問合せ先

NPO法人臨床心理オフィスRのサポート

住所 沼津市高島町29-11 朝明ビル201

☎ FAX 0555-925-1701

E-mail be-sapo@mail.wbs.ne.jp

「女性の人權ホットライン」強化週間
ひとりで悩まず相談してください

夫やパートナーからの暴力や、職場でのセクシャルハラスメント、ストーカーなどに困っていたらお電話ください。

期間 11月12日(月)～11月18日(日)

時間 午前8時30分から午後7時

※土日は午前10時から午後5時

主催 静岡地方法務局、静岡県人権擁護

委員連合会

相談ナビダイヤル

☎0570-070-810

消すまでは 出ない 行かない 離れない
秋の火災予防運動

11月9日から15日までの間、秋の火災予防運動が行われます。期間中、下田市消防団では、各分団による消火演習を実施します。皆様のご協力をお願いします。

問合せ先 市民課防災係 ☎22215

第23回稲梓地区作品展

日時 11月1日(木)～11月3日(土)

会場 稲梓基幹集落センター2階

主催 稲梓の教育と文化をすすめる会

問合せ先 小林 剛 ☎02092